

Q&A

Q 今回の改正で冷蔵倉庫用建物の固定資産税がどのように変わるのですか？

A 今回の改正では、冷蔵倉庫用建物の経年減点補正率が短縮されました。これにより、評価替え時の経過年数による評価額の減少率が大きくなり、税額が安くなる可能性があります。ただし、建築後一定の年数が経つ建物については税額が変わらない場合があります。

Q いつから変更されるのですか？

A 平成24年度の課税分から変更になります。

Q どのような冷蔵倉庫用建物が対象となりますか？

A 非木造（鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造・軽量鉄骨造など）で、保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫です。

Q 倉庫の一部が冷蔵倉庫の場合は対象となりますか？

A 1棟の建物内に冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、冷蔵倉庫部分が建物の床面積の2分の1以上であれば調査対象となります。

Q 倉庫内の業務用冷蔵庫は対象となりますか？

A 倉庫そのものに冷蔵機能を備えているものが調査対象となります。倉庫内に単に設置してある業務用冷蔵庫等は対象となりません。

Q 実地調査では何を調査するのですか？

A 所有されている非木造の倉庫が冷蔵倉庫（保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫）であるか確認します。また、建物内に冷蔵倉庫以外の部分がある場合は、冷蔵倉庫部分が床面積の2分の1以上であるか確認します。

Q 調査日までに用意するものはありますか？

A 保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書等）のご用意をお願いします。また、建物内に冷蔵倉庫以外の部分がある場合は、床面積の確認のため平面図のご用意をお願いします。